平成２７年（フ）第１２３号
滋賀県蒲生郡日野町中道１丁目40番地　ピアＫＩＲＡＲＡ206号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字村井1988番地19
債務者　西岡　桃花
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１６号
和歌山県新宮市王子町３丁目１番５号
債務者　赤木　順子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第５４１号
広島市西区己斐中３丁目28番32―201号
債務者　山田　光俊
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９５号
広島市中区西十日市町６番１―302号
債務者　八幡美知男
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７号
愛媛県松山市南斎院町49番地３
債務者　小川　正昭
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
愛媛県今治市中寺583番地２
債務者　壷内　久惠
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２３０号
鹿児島県鹿児島市上之園町４番地１（リッツコートⅡ　702号）
債務者　柳田　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１（市住4646号）
債務者　**德**　　佳代
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
鹿児島県鹿児島市平之町８番39号（エース平之町201号）
債務者　上堀内智美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第７５号
北海道小樽市住吉町５番４号
債務者　紅露　麻里
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第７７号
北海道小樽市望洋台２丁目16番229号　望洋団地２号棟、前住所北海道小樽市桜５丁目21番76号　Ｆｏｒｅｓｔ望洋Ａ号室
債務者　村上　　明
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２６号
山形県新庄市大町２番20号　メゾンシンワＣ705
債務者　澁谷　圭子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２７年（フ）第１６３号
長野県大町市大町4526番地７
債務者　平林　ゆり
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第７６７号
京都市右京区京北上弓削町百合ノ下６番地20
債務者　実倉　義昭
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
兵庫県明石市大久保町高丘５丁目３番地の２53棟501号
債務者　辻井智江美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
神戸市西区王**塚**台２丁目53番地の１　メゾン王塚台303号、申立時の住所兵庫県明石市旭が丘10番15号　ハイツ北谷202号
債務者　橋本　妙子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
神戸市西区王**塚**台４丁目22番地　県営玉津王**塚**鉄筋１号棟305号
債務者　越知　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係